

2017 年 5 月 29 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
安全対策課長 佐藤 大作 殿

公益社団法人日本小児科学会
会長 高橋 孝雄



コデインリン酸塩及びジヒドロコデインリン酸塩の安全対策に係る協力依頼に対する
日本小児科学会の見解

2017 年 4 月 20 日付 米国食品医薬品局 (FDA) はコデイン類を含有する医薬品の鎮咳・鎮痛目的での使用について、12 歳未満の小児には呼吸抑制が強く死に至る危険性があるため禁忌とする旨を公表した。

本邦におけるコデイン類含有医薬品の使用について、米国と同様の対応をすべきかどうかについて、日本小児科学会としての見解を述べる。

12 歳未満の小児に対するコデイン類含有医薬品の使用については米国の禁忌と同様に使用制限すべきである。しかし、以下の 2 点について議論が必要と考えられる。

- 1) 医療機関においてコデイン類含有医薬品が鎮咳目的で使用されている現状があると推測されるので、処方する医師に対し、これらの医薬品の呼吸抑制に関する注意を周知徹底するための一定の経過措置期間を設定すべきである。
- 2) 本邦においては、12 歳未満という年齢による区分でなく、学童という区切りの方が理解されやすく、医療現場においては 12 歳未満に限らず、学童以下に対して使用されないよう、学会として周知徹底していく必要がある。

これらについては、日本小児科医会等とも協力しながら進めていく必要がある。